

平川市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和 5年 6月19日制定

令和 6年 1月25日改正

(通則)

第1条 この要綱は、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号）に定めるもののほか、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメット

に係る申請をする場合に限る。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること
 - ア 市内の中学校に通う者
 - イ 市内に住所を有し、市外の中学校に通う者
 - ウ 翌年度、ア及びイに該当する見込みのある者
- (2) 令和5年1月1日以降にヘルメットを購入していること
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員との密接な関係を有する者でないこと
- (5) その他、市長が認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、ヘルメット本体の購入費とし、附属品の購入費、送料、ヘルメット購入のための交通費等を含まないものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、3,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、平川市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等の代金の支払手続きが完了したことを証する書類
- (2) 第3条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者が未成年者の場合は、その保護者等が申請をするものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、平川市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

平川市長 殿

平川市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

申請者

住 所	〒 ー
フリガナ 氏 名	
電話番号	ー ー

平川市自転車用ヘルメット購入費補助金を受けたいので、次のとおり申請し、請求します。

記

1 ヘルメット 使用者	フリガナ 氏 名		申請者と の続柄	
	学 校 名			
	生年月日	平・令	年	月 日
	住 所	〒 ー		
2 購入年月日	令和	年	月	日
3 ヘルメット 安全基準	SG JCF CE GS CPSC その他（ ）			
4 購入金額	円（税込）			
5 補助金 交付申請額	円 ※購入金額×1/2（100円未満切捨て） 上限3,000円			
6 振込指定 口座 (申請者本人の 口座に限りま す。)	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通	・ 当座	口座番号
	フリガナ 口座名義人			

(添付書類)

- 1 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書の写し等）
- 2 安全基準の認証の確認ができるもの（認証マーク保証書、写真等）
- 3 振込口座の確認ができるもの（通帳、キャッシュカードの写し等）

(裏面)

誓約書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- この書類に記載したヘルメットの使用者に係る本補助金の申請は初めてです。(他市町村の同補助金を含む)
- この書類に記載したヘルメットの使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む）ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではありません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付は受けていません。
- 補助金の交付を受けたヘルメットの着用時等に発生した交通事故について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- この書類等により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内において使用されることについて了承します。
- 補助金交付後、本補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、市の指示に従い速やかに補助金を返還します。

令和 年 月 日

申請者

氏名 (自署)

様式第2号（第8条関係）

平学第 号
令和 年 月 日

様

平川市長 長尾 忠行

平川市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった平川市自転車用ヘルメット購入費補助金については、平川市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 振込予定日 令和 年 月 日